

令和3年度強度行動障害の人数調査の結果について

調査日：令和3年11月

調査方法：行動関連項目10点以上 or 強度行動障害判定基準20点以上

18歳以上の佐賀県内の人数

(1)	行動援護の支給決定を受けている方の人数	254人
(2)	重度訪問介護の支給決定を受けており、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	3人
(3)	重度障害者等包括支援の支給決定を受けており、行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	0人
(4)	施設入所支援の支給決定を受けており、重度障害者支援加算()の算定を受けている方	507人
(5)	生活介護の支給決定を受けており、重度障害者支援加算の算定を受けている方	275人
(6)	共同生活援助の支給決定を受けており、重度障害者支援加算の算定を受けている方のうち、行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	53人
(7)	短期入所の支給決定を受けており、重度障害者支援加算の算定を受けている方のうち、行動関連項目(12項目)の合計点数が10点以上の方	97人



(1) ~ (7) のいずれかに該当する障害者の数(重複除く)	890人
---------------------------------	------



うち療育手帳を取得している人の人数	842人
-------------------	------

18歳未満の佐賀県内の人数

障害児通所支援	児童発達支援または放課後等デイサービスの支給決定を受けており、強度行動障害児特別支援加算の算定要件である「強度行動障害判定基準」20点以上的人数	53人
---------	--	-----



うち療育手帳を取得している人の人数	38人
-------------------	-----

障害児入所支援	障害児入所支援の支給決定を受けており、強度行動障害児特別支援加算の算定要件である「強度行動障害判定基準」20点以上的人数	2人
---------	--	----



うち療育手帳を取得している人の人数	2人
-------------------	----

強度行動障がい関連の判定基準

1. 平成18年9月29日厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」（行動関連項目）

行動関連項目	0点			1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない			2. 特定のものであればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない
説明の理解	1. 理解できる			2. 理解できない	3. 理解できているか判断できない
大声・奇声を出す	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
異食行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
多動・行動の停止	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
不安定な行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
自らを傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
他人を傷つける行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
不適切な行為	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
突発的行動	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
過食・反すう等	1. 支援が不要	2. 希に支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	5. ほぼ毎日(週5日以上)支援が必要
てんかん	1. 年に1回以上			2. 月に1回以上	3. 週に1回以上

行動関連項目を強度行動障がいの判定（10点以上）に利用しているサービス【平成30年】

- ①施設入所支援≪重度障害者支援加算（Ⅱ）≫（区分4～/50歳以上の場合は区分3～）
- ②生活介護≪重度障害者支援加算≫【新設】（区分3～/50歳以上の場合は区分2～）
- ③短期入所≪重度障害者支援加算≫（区分6）
- ④共同生活援助≪重度障害者支援加算≫（区分6）
- ⑤行動援護（区分3～）
- ⑥重度訪問介護（区分4～）

2. 平成30年3月22日厚生労働省告示第109号（強度行動障害児判定基準）

行動障害の内容	1点	3点	5点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れたり、過食、反すう等の食事に関する行動	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障がい	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大声を出す等の行動	ほぼ毎日	1日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり

強度行動障害児判定基準を強度行動障がいの判定（20点以上）に利用しているサービス【平成30年】

①福祉型障害児入所施設≪強度行動障害児特別支援加算≫

②児童発達支援及び放課後等デイサービス≪強度行動障害児支援加算≫【新設】